

第廿四回中央執行委員會(四日間續行)

第一日 十一月十日(午後四時より)
第二日 十一月十二日(同)

第三日 十一月十三日(午後一時より)
第四日 十一月十四日(午前九時より)

出席 安部、片山、赤松、鈴木、島中、小池、
松岡、宮崎、爲藤、小山、松永、龜井、
西尾、田萬、古野、岡崎、渡邊、(但し田
萬、古野兩君十三日より出席)

報告及協議事項

一、大阪聯合會内紛問題に關する件

さきに本案に對し片山哲、赤松克麿、島中雄
三の三名は中央執行委員會の意向を受け、安
部委員長の意見を酌み一個の調停案を作製し
之を提げて十一月五日より四日間に亘り大阪
に出張した。

その左記調停案を基礎に本件の審議を續行し
た。

調停案

一、總同盟分裂の禍因となりたる少數左翼分子
を處分すること。

二、黨内に於ける抗爭反目は黨の統制と平和を
擾亂するものなるにつき、兩派共責任の大な
るものありと認め、嚴にこれを戒告すること。

三、黨役員に於ける個人攻撃は黨の社會的信用
を失墜せしむるものなるにつき遺憾の旨を釋
明せしめ嚴に將來を戒むること。

協議すること四日間の長きに亘り慎重なる審
議の結果左記甲、乙、丙の三案が成立し、十
四日夜二時裁決の結果大多數をもつて甲案が
可決された。

甲案内容(可決案)

一、中央執行委員會は左記八名に對し、黨則
第三十七條の趣旨に則り全國同盟に對し、
これが脱退を勧告す。

右回答は一週間以内を爲すべきこと。

勸告に應ぜざる時の處置は中央執行委員會
に一任。

(八員) 本山茂貞、鈴木悦二郎、桑島南海士
熊本與一、井上良二、田中良一、津脇喜
代男、福住豊隆。

二、全國同盟の爲したる黨役員に對する中傷

は黨の統一と平和を毀するものなるにつき、
兩派の責任を認め、嚴にこれを戒告す。
その釋明方法は中央執行委員會に一任す。

(以上)

乙案内容(否決案)

一、黨内に於ける抗爭反目は黨の統制と平和
を擾亂するものなるにつき、兩派共責任の
大なるものありと認め、嚴に之を戒告する。

(以上)

丙案内容(否決案)

一、全國同盟の黨役員になしたる非難は黨の
社會的信用を失墜せしものなるにつき嚴に
將來を戒告す。

(以上)

第廿五回中央執行委員會(三日間續行)

第一日 十一月廿三日午後二時より
第二日 十一月廿七日 同

第三日 十一月廿八日 同

出席 片山、赤松、小山、松永、松下、小池、
宮崎、渡邊、松岡、島中、鈴木(第三日
目出席) 古野(第二日目より出席)

協議事項

一、大阪聯合會内紛問題に關する件

さきに本案に對し片山哲、赤松克麿、島中雄
三の三名は中央執行委員會の意向を受け、安
部委員長の意見を酌み一個の調停案を作製し
之を提げて十一月五日より四日間に亘り大阪
に出張した。

調停案

一、總同盟分裂の禍因となりたる少數左翼分子
を處分すること。

二、黨内に於ける抗爭反目は黨の統制と平和を
擾亂するものなるにつき、兩派共責任の大な
るものありと認め、嚴にこれを戒告すること。

三、黨役員に於ける個人攻撃は黨の社會的信用
を失墜せしむるものなるにつき遺憾の旨を釋
明せしめ嚴に將來を戒むること。

協議すること四日間の長きに亘り慎重なる審
議の結果左記甲、乙、丙の三案が成立し、十
四日夜二時裁決の結果大多數をもつて甲案が
可決された。

甲案内容(可決案)

一、中央執行委員會は左記八名に對し、黨則第三
十七條の趣旨に則り、全國同盟に對しこれが
脱退を勧告す。

右解答は一週間内に爲すべきこと。
勸告に應ぜざる時の處置は中央執行委員會
に一任。